

横浜市定期報告等業務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項及び第3項の規定による報告（以下「定期報告」という。）並びに事故に係る報告に関する業務を円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号。以下「細則」という。）及び横浜市定期報告手続要綱（以下「要綱」という。）の例による。

(定期報告書の提出通知)

第3条 市長は、定期報告対象特定建築物等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下「所有者等」という。）が、定期報告を円滑に行うことができるよう、定期報告を行う日の前までに、定期報告を行う必要がある旨を第1号様式により当該所有者等に通知するものとする。

(定期報告受理票)

第4条 市長は、定期報告の書類を受理した場合には、当該報告に係る所有者等に第2号様式の1から第2号様式の4を交付するものとする。

(定期報告結果通知)

第5条 市長は、定期報告の書類に記載された調査及び検査の結果を踏まえ、改善等を要すると認めた場合には、定期報告対象特定建築物等（昇降機及び工作物を除く。）にあつては第3号様式により、昇降機及び工作物にあつては第3号様式の2により、当該報告に係る定期報告対象特定建築物等の所有者等にその旨を通知するものとする。

2 市長は、要綱第5条の規定により、改善計画を求める場合には、第3号様式にその旨を記載することにより、当該報告に係る定期報告対象特定建築物等（昇降機及び工作物を除く。）の所有者等に通知するものとする。

(定期報告書提出の督促)

第6条 市長は、細則第6条第2項又は第7条第2項第二号の規定による時期に定期報告対象特定建築物等（昇降機及び工作物を除く。）に係る定期報告が行われない場合は、速やかに、第4号様式により、当該定期報告対象特定建築物等（昇降機及び工作物を除く。）の所有者等に当該定期報告を行うことを要する旨を督促するものとする。

2 市長は、細則第7条第2項第一号又は第7条の2第1項の規定による時期に、昇降機及び工作物に係る定期報告が行われない場合は、速やかに、第4号様式の2により、当該昇降機及び工作物の所有者等に当該定期報告を行うことを要する旨を督促するものとする。

(定期報告書の集計)

第7条 建築指導課長は、定期報告書の報告件数、各種通知件数、用途及び項目別の指摘事項件数等、事務処理に必要な事項を集計するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、この要領とは別に、建築局長が定めるものとする。

附則 この要領は平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成23年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成28年6月1日から施行する。

附則 この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和2年10月1日から施行する。

附則 この要領は令和3年9月30日から施行する。